

第4回三重県環境審議会産業廃棄物条例部会 議事概要

1. 日時、場所等

日 時：令和元年8月7日（水） 14時から16時30分

場 所：第一ビル（津市羽所町345番地） 6階大会議室

2 議事

（1）三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について（中間案）

資料1及び資料2に基づき、中間案の内容について事務局から説明。

中間案については、本日の委員からの意見を踏まえ、事務局で修正のうえ、メールで各委員にフィードバックし確認いただき確定することとなった。

○資料2（中間案）についての委員からの主な意見は以下のとおり。

1 条例改正の必要性等

（1）条例制定の経緯

- ・指摘事項無し。

（2）条例改正の必要性

- ・①の合意形成手続の見直しのうち、1段落目の現行条例を引用している部分について、条項を明記いただきたい。
- ・地方自治法上の課題として記載している「条例本則ではなく白地的に要綱に委任していること」の部分について、条例本則に委任するわけではないので、誤解のないような記載に修正すべき。

2 条例の改正内容（案）及びその考え方

（1）産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し

【1（1）義務の内容】

- ・今回の合意形成手続の見直しにおいては、合意形成手続の方法を現行の同意取得による方法から改めるところが大きな変更点となるため、その旨が分かるよう、改正内容（案）の部分に明示した方が良い。
- ・③の手続の日数の記載方法について、廃掃法に基づく起算日の考え方に統一した記載方法にしておくべき。

【1（2）合意形成を図る対象者】

- ・指摘事項無し。

【1（3）合意形成の成否の判断】

- ・6ページの（3）の1段落目において、「意見等の内容について適正に配慮された事業計画となっていると認められる場合」としているにも関わらず、2段落目で「意見等に配慮した事業計画となっていないと認められる場合には事業計画の補正を求めるとしており、この関係性が分かりにくく誤解を招く恐れがあることから、手続の段階

毎に整理して記載いただきたい。

- 意見等に対する配慮として、6ページの改正内容（案）の部分では「適正な配慮」、「配慮」としている一方、考え方の部分では「最大限配慮」という文言も使われていることから、これらの使い方について考え方の整理が必要ではないか。

【1（4）その他 ②環境影響評価法等の手續と併せて実施する場合の取扱い】

- 環境影響評価制度対象事業に係る手續について、手續の形は一緒でも、目的が違うので併せてできたとしても兼ねることはできないと思われることから、考え方を区別して内容を整理すべき。
- 9ページの（4）②の1段落目の内容について、意見に配慮した施設を設置することによって合意形成を図ることが目的となっているような内容になっており、目的と手段が明らかに逆になっているため、書き方を工夫していただきたい。

【2（1）勧告及び公表】

- 7ページの改正内容（案）では「勧告に従わない場合はその旨を公表する」としているが、義務違反を理由とする勧告を行うことになることから、行政手続法第32条の規定との関わり合いで、記載方法を検討いただきたい。

【2（2）廃棄物処理法上の許可等の取扱い】

- 10ページの考え方において、「推定できる」との記載があるが、推定を覆すための立証責任がどちらにあるかという問題が生じるため、「推定」という用語は使用しない方が良い。
- 条例義務を果たさないということだけを強調すると、環境適正配慮要件に該当しないことの理由付けとしての説明があいまいになることから、環境適正配慮要件に該当しないものと判断する際の根拠についても明記した方が良い。

（2）優良認定処理業者への処分の委託時における規制の合理化

- 指摘事項無し。

（3）建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加等

【1（5）勧告及び公表】

- 3行目に「責務を果たすよう勧告する」とあるが、説明すること自体は抽象的な責務ではなく具体的な義務であることから、「義務を果たすよう勧告する」と記載すべき。
- 書面の保存をしていなかった場合に対する勧告については、継続的な違反状態ではなく、1回限りの違反となることが想定されるため、次回以降の嚴重注意的な意味合いになると考えられる。

（4）土地所有者等への指導

- 18ページの考え方について、「県による指導の実効性を確保する」とあるが、今回規定するのは、あくまで指導であり、相手方の任意に任されるため、実効性を確保することの記載は、義務付的な印象となることから、表現を工夫していただきたい。

3 その他

○資料3に基づき、今後のスケジュール（案）について事務局から説明。